

入札参加資格登録業者各位

会津若松市長 室井 照平
(公印省略)

委託業務における関係法令の遵守について(通知)

このことについて、測量、設計、印刷、警備、清掃等の委託業務を履行していただく場合には、業務に関する法令をはじめ、雇用関係など様々な法令を遵守しなければなりません。

このため、本市では、受注者に対し、契約書、契約約款、入札説明書、仕様書等により、契約履行における法令遵守の徹底を図っているところであります。

登録業者各位におかれましては、今後も引き続き、委託業務において関係法令を遵守し、良好な業務品質の確保、雇用関係の確保等に努めてください。

記

1 委託業務の契約履行において遵守すべき主な法令

測量法 (※測量業務等の場合)

下水道法 (※下水道に関する設計業務等の場合)

建築士法 (※建築設計業務等の場合)

警備業法 (※警備業務の場合)

労働基準法 最低賃金法 雇用保険法 労働安全衛生法

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 など

(※上記以外にも遵守すべき様々な法令があります。)

事務担当

契約検査課

電話 0242-39-1217